

厚生省健康政策局医事課に照会

日本接骨師会より当局に平成 2 年 6 月 19 日次のような照会をいたしました。

柔道整復師免許の厚生大臣免許切替えについて

柔道整復師法改正により知事免許が厚生大臣免許に改まりましたが、これに関し次のことについてご教示賜りますようお願い申し上げます。

照会事項

1. 知事免許から厚生大臣免許に書換え（又は切替え）をするのか。
2. 書換えによる差異は何か。（権利能力などに差異がある場合には具体的に）
3. 財団法人柔道整復試験財団が書換えのための活動を所管するのか。
4. 社団法人柔道整復師団体と個人柔道整復師の間に取り扱いの差異はあるのか。

以上のことについてよろしくお願い申し上げます。

なお、業界においては一部に別添のような書面が配布されています。この文より現在の知事免許では何か制約や損失を受けるかのような感を抱かされます。